

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

1) 強い農業経営体の育成

①経営体の育成

【10年後の目指す姿】	地域農業を担う中心経営体の経営が安定し、中心経営体を中心に地域の農地の高度利用が進み、自己保全管理等の農地の有効活用も行われている。 また、経営体の次代を担う若い農業者の確保が進んでいる。
【背景にある課題】	本町の農業経営体数は減少が著しく、その基幹的農業従事者の平均年齢が70歳以上と高齢化が急速に進んでおり、次世代の担い手確保が必要である。 また、地域農業マスタープランに位置づけられている中心経営体のうち、後継者のいる経営体数はわずか24%と少なく、経営体の後継者の確保・育成が急務となっている。 若手の農業者、特に違う品目を栽培している若者間の交流機会が少ないことから仲間づくりが遅れている。
【3年後の到達目標】	○経営体の経営規模の拡大(令和1年⇒令和5年) ・10ha以上(24⇒30)、20ha以上(9⇒12)、30ha以上(5⇒8) ○経営体の法人化の推進 ・新規法人化 2経営体 ○新規就農者の確保 ・雇用、自営含め年間3名
【3年以内の具体的な取組事項】	○集落や地域における徹底的かつ継続的な話し合いを通じ、地域農業を担う経営体や農地利用の将来像を示した人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に基づく農地の集積の促進とプランの定期的な見直しを行う。 ○法人化を目指す経営体の掘り起こし、経営規模・事業規模の拡大の推進、法人経営に必要な財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発、経営に関する専門家による相談・指導体制の整備等を推進。 ○就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業体験や研修を推進する。 ○地域おこし協力隊員の募集を進める。 ○若手農業者の交流会の開催促進
【推進体制】	農業振興課、普及サブセンター、農業委員会、農業振興センター、JAいわて花巻(西和賀)

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

1) 強い農業経営体の育成

②農地集積の推進

【10年後の目指す姿】	地域農業を担う中心経営体の経営が安定し、中心経営体を中心に地域の農地の高度利用が進み、自己保全管理等の農地の有効活用も行われている。 農地の適切な管理が行われており、再生不可能な農地については原野、森林活用等の利用がなされている。
【背景にある課題】	担い手への農地集積は確実に進んでいるが、担い手毎の農地は点在しており、必ずしも生産効率の向上には繋がっていない。そのため、農地の受け手間で調整を図りながら分散錯圖を解消していく必要がある。 また、不作付地は依然として約200haあり、引き続き大豆、そばなどの土地利用型作物の作付を推進し、農地の有効利用を図る必要がある。 すでに再生不可能な農地が台帳上農地のままで、集積率向上の妨げとなっている。
【3年後の到達目標】	○担い手への農地集積面積 令和元年度実績 539ha→令和5年度 600ha ○自己保全管理面積の減少 令和2年度実績 195ha→令和5年度 180ha ○採草放牧地等の原野化した農地の非農地化 令和5年度まで100ha
【3年以内の具体的な取組事項】	○地域農業の将来像等についての話し合いを推進(人・農地プランの活用)し、農地の出し手の掘り起こしを行う。 ○農地中間管理機構への農地貸付けを施し、遊休農地の解消と担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、土地利用型作物の作付けを推進。 ○自己保全管理水田の詳細調査の実施。 ○農業委員と農地利用最適化推進員による継続的な農地利用調査の実施。
【推進体制】	農業委員会、農業振興課、普及サブセンター、JAいわて花巻(西和賀)

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

1) 強い農業経営体の育成

③農業生産基盤整備の促進

【10年後の目指す姿】	県営事業を中心に農業生産基盤の整備が進み、担い手経営体に農地が集約されることで、低コストで効率的な農業経営が展開されている。
【背景にある課題】	国内外の産地間競争に打ち勝っていくには、法人や大規模経営体のコスト低減を図る必要がある。このような担い手経営体を育成し、効率的な農業生産を推進するため、良好な営農条件を備えた生産基盤の整備が求められている。 基盤整備事業には多大な事業費及び時間が必要であり、財源的にも制約があることから、簡易な耕作条件の整備についても推進しなければならない。
【3年後の到達目標】	○農業生産基盤整備事業 ・基盤整備完了(太田・下市地区)の中心経営体への農地集積(85%以上)、農地集約(80%以上)の達成 ・川舟地区の採択と新規地区の掘り起こし ○農地耕作条件改善事業(簡易整備)の推進 ・新規採択1地区 ○土地改良事業の確実な推進 ・現行実施している4事業の計画どおりの遂行(太田・下市、新町、沢内北部、下前)
【3年以内の具体的な取組事項】	○土地改良事業の円滑な推進 ・北上農村整備センターや西和賀土地改良区と連携した説明会や各委員会の開催 ○基盤整備新規地区の掘り起こし ・北上農村整備センターや西和賀土地改良区との連携した掘り起こし活動 ○地域の実情に応じた簡易な耕作条件の整備の促進 ・地域や西和賀土地改良区との連携した掘り起こし活動
【推進体制】	農業振興課、西和賀土地改良区、北上農村整備センター

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

2) 水田フル活用による作物振興

①土地利用型作物の振興

【10年後の目指す姿】	中心経営体への農地集積が進み、水稻・大豆・ソバ等主力作物の組み合わせによる輪換が行われ、土地利用の適正化が図られている。 ニーズに対応した品質と量を生産できる安定的な米産地が形成されている。 また、転作作物である大豆、そばの単収、品質が向上し、実需者から高い評価を得ている。
【背景にある課題】	水稻については、労働力不足や圃場条件の悪さから、規模拡大したくてもなかなか進まない状況にある。また、単収は年々向上しているものの、依然生産コストは高く、食味値等の品質向上も図られていない。 また、今までは本町においてはほぼ自由に作ることが出来た主食用米であったが、コロナ禍により米の消費が落ち込み、生産目安が減少し、米の価格安定のためには転作が必要になっており、この傾向は来年度以降も続くものと思われる。
【3年後の到達目標】	○銀河のしずくの栽培面積の拡大 ・令和2年度40ha⇒令和5年度60ha ○主食用米の栽培減に備えた転作作物の振興 ・飼料用米の作付 令和5年度25ha ○大豆・そばの収量拡大 ・平均反収 大豆 120kg/10a、そば 50kg/10a
【3年以内の具体的な取組事項】	・需要動向に合わせた品種の転換(令和3年度～令和5年度) ・大規模経営体による加算金を活用しての飼料用米作付の推進(令和3年度～令和5年度) ・飼料用米における品種特性の確認(令和3年度～令和4年度) ・農協の受入れ体制の確認(令和3年度～令和4年度) ・大豆、そばにおけるブロックローテーションの推奨(令和3年度～令和5年度) ・排水対策、土壌改良と共に緑肥の導入を行うことによる地力維持(令和3年度～令和5年度)
【推進体制】	農業振興課、普及サブセンター、JAいわて花巻(西和賀)、西和賀産業公社

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

2) 水田フル活用による作物振興

②-1 地域特産作物の振興（花き）

【10年後の目指す姿】	西和賀の基幹作物として販売額4億円を確保し、花きの主要産地としての地位を維持する。花きを経営の中心とした経営体が再生産性を確保しており、個人経営では後継者育成が図られ、集落営農体では若手生産者が元気に働いている。
【背景にある課題】	りんどうについては、西和賀独自のオリジナル品種であることに加え、その色の鮮やかさなどから市場から高く評価されている。また、ゆりやグラジオラスの生産も従来から盛んに行われてきており、花きは西和賀町における基幹作物として重要な位置を占めてきた。しかしながら、近年後継者や労働力の不足により、出荷量は減少傾向で推移しており、それに伴って販売額も減少している。出荷量・販売額の確保を図るため、後継者や労働力の確保対策が待ったなしの課題となっている。
【3年後の到達目標】	○生産者の確保、生産面積の維持 (令和5年りんどう栽培面積23ha、採花目標本数25,000本/10a) ○労働力不足の解消に向けた共同選花など共同作業体制の検討(令和3年度～令和5年度) ○西和賀オリジナルりんどうを軸としてオリエンタル百合やグラジオラスが有利販売が展開 (新品種の開発。優良苗供給、他産地への供給。オリジナル品種の販売による単価アップ。)
【3年以内の具体的な取組事項】	○生産者の確保(令和3年度～令和5年度) ・町外栽培農家の拡大 R3 15戸 → R5 17戸 ・中～大規模生産者の育成。補助事業の活用。青年グループ活動の強化 ・新しい仲間づくり。ほ場見学。新規生産者フォロー体制の強化 ・法人・集落営農等の組織へ栽培推進。事例研修会等の開催 ・若手生産者と関係機関との意思統一(検討会の開催) ○有利販売につながる品種開発(令和3年度～令和5年度) 需要期出荷に対応した品種の配置 ○鮮度保持による需要期に合わせた市場への出荷(令和3年度～令和5年度) ○効率的な防除機械の検討と肥培管理による単収向上(令和3年度～令和5年度) ○生産者の意向確認(令和3年度)、共同作業体制の検討(令和3年度～令和5年度) (定植作業機械の実証試験・メーカーとの共同開発) ○りんどう苗、ユリ、グラジオラス球根助成(令和3年度～令和5年度) ○新品種「さわ風シリーズ」の開発(令和3年度～令和5年度) ○新品種「森の紅」の品種登録完了(令和5年度)
【推進体制】	農業振興課、普及サブセンター、JAいわて花巻(西和賀)、西和賀花卉生産組合、農業振興センター

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

2) 水田フル活用による作物振興

②-2 地域特産作物の振興（わらび）

【10年後の目指す姿】	「西わらび」は町の主要農作物の1つとして、確固たる地位を築いており、GIを取得し、ブランド化が進み、農家所得の向上に寄与している。また、わらび粉は、生産農家が増え、町外に安定的な販路を確保している。
【背景にある課題】	わらびについては、町を代表する山菜として、生産面積を着々と拡大しているところであるが、高齢化に伴い、集荷及び選別がなされず、放置されているケースが散見されている。また、後継者が育っておらず、継続的な栽培が難しい状況にある。 わらび粉に関しては、取組んでいる法人が1つだけであることから、生産量の大幅な増加が見込めない現状にある。
【3年後の到達目標】	○生産面積の拡大 令和2年わらび栽培面積52ha、令和5年わらび栽培面積55ha ○わらび栽培者の裾野を広げる 令和2年度生産者 140人、令和5年生産者160人 ○わらび粉用の専用ほ場設置
【3年以内の具体的な取組事項】	○優良系統に関しポット苗購入に係る助成制度の継続(令和3年度～令和5年度) ○高齢者のわらび収穫を手伝うボランティアの活用及びわらび選別機の導入の検討(令和3年度) ○若手農業者、集落営農組織、法人経営体等に関する栽培等研修会の開催(令和3年度～令和5年度) ○集落営農組織等によるわらび粉専用ほ場設置の検討(令和3年度～令和5年度)
【推進体制】	農業振興課、西和賀わらび生産販売ネットワーク、西和賀普及サブセンター、(株)西和賀産業公社、わらび餅の里づくり協議会

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

3) 畜産の生産振興

①乳用牛の生産振興

【10年後の目指す姿】	○地域酪農を牽引する担い手による大規模酪農経営体(法人)が育成され、生乳生産量が増加している。(西和賀町酪農肉用牛生産近代化計画 令和12年生乳生産量目標1,776t) ○コントラクターを活用した自給飼料生産が行われ、生産性向上と省力化が進んでいる。 ○TMRの飼料供給体制が構築され、省力化・効率的経営が行われている。
【背景にある課題】	○西和賀の酪農経営は経営主、従事者とも高齢化が進んでいる。 ○乾草確保の多忙期は飼養管理に支障をきたし、分娩間隔目標の未達や事故牛の発生、牛の発情発見、妊娠牛の発育管理、体型管理が不十分となる経営体もあり、飼料確保の外部化の推進により飼養管理の充実を図る必要がある。 ○トラクターや管理機械の更新が困難な経営体もあり、貝沢地区でのコントラクター活用により、草地の一括管理、飼料の確保と各農家への供給等、省力化と規模拡大を支援できる体制を構築することにより固定費の削減を図る必要がある。 ○一方、経営改善・規模拡大を希望する担い手がおり、経営向上に向けた経営計画を支援する必要がある。 ○現経営体5戸の生乳生産量の増加に向けた支援と経営向上を図るため、個々の飼養技術向上や育成牛の確保、事故牛の防止への支援が必要である。また、新たな西和賀町への定住、雇用就農を見据えた酪農経営体の参入も検討する必要がある。
【3年後の到達目標】	担い手育成並びに大規模経営体育成計画策定 生乳生産量の増加 (酪肉近代化計画令和2年1629t→令和5年1670t) 自給飼料の生産性向上 (令和元年デントコーン単収2.8t→令和5年デントコーン単収4t以上) コントラクターを活用した省力化、生産性の向上 (草地管理委託令和2年0戸→令和5年3戸)
【3年以内の具体的な取組事項】	○担い手を対象とした大規模化・経営改善に向けた課題と計画策定、研修会開催 ・若手経営者会議(研修会)の開催 年2回(令和3年度～令和5年度) ○定住促進、生乳量増を見据えた新たな酪農経営体の検討 ・酪農経営計画作成と検討(令和3年度～令和5年度) ○コントラクター活用推進(令和3年度～令和5年度) ・畜産省力化経営推進 貝沢地域草地管理作業へのコントラクター活用推進
【推進体制】	農業振興課、JAいわて花巻(西和賀)、中部普及センター、普及サブセンター、花巻農林振興センター、岩手県農業共済組合、(株)湯田牛乳公社、(株)山の幸王国、西和賀町畜産振興グループ(上記機関)

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

3) 畜産の生産振興

②肉用牛の生産振興

【10年後の目指す姿】	○担い手や意欲ある経営体により、牛舎整備等生産基盤の拡大が図られ、大規模経営体が育成されている。 令和12年肉用牛総頭数390頭 ○市場評価の高い優良牛の生産地となっている。(和牛繁殖子牛、肉用牛)
【背景にある課題】	○肉用牛は経営体の高齢化が進み、飼養戸数の減少が課題となっている。 ○高齢経営者の経営継続が課題であり、乾草供給の支援が必要である。また、大規模経営志向農家の経営拡大に向けた町有草地等の活用推進が課題である。 ○大規模経営志向担い手の、計画達成に向けた支援が課題である。 ○地域におけるコントラクターと担い手が一体となった草地の管理、活用体制の構築が課題である。 ○牛リンパ腫罹病牛の低減のため、各農家での病対策への取り組みが課題である。 ○優良牛産地を確立するため、優良雌牛の地域内保留が課題である。
【3年後の目標】	担い手による経営規模の拡大(令和5年1戸) 肉用牛の飼養頭数の増 ・繁殖牛令和2年298頭→令和5年320頭(西和賀計画) ・肥育牛令和元年40頭→令和5年68頭(肉近計画)
【3年以内の具体的な取組事項】	○大規模経営体育成推進 ・経営拡大に向けた取り組み支援 ○貝沢地域における牧草一体管理体制の検討 ・貝沢地域草地管理をコントラクターに委託し、畜産農家への供給体制構築協議 ・貝沢畜産経営者会議 年1回(令和3年度～令和5年度) ○町有草地からの粗飼料供給支援の推進(牧草供給令和2年8戸→令和5年10戸) ・牛リンパ腫対策支援 対象 和牛繁殖農家、酪農経営体(令和3年度～令和5年度) ○町有草地の生産性維持と活用促進 ・町有貝沢草地、長原牧場草地、桧野沢草地の生産性維持と活用促進 ○消費者ニーズにあった優良牛の確保 ・優良素牛の確保推進(令和3年～令和5年度)
【推進体制】	農業振興課、JAいわて花巻(西和賀)、中部普及センター、普及サブセンター、花巻農林振興センター、岩手県農業共済組合、(株)山の幸王国、岩手県南家畜保健衛生所

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

4) 持続可能な農業集落の育成

①集落の将来計画の策定

【10年後の目指す姿】	行政区、自治会、中山間集落協定、農地・水保全会等の集落の機関が連携し、集落が将来に渡り持続できるよう集落の将来計画が策定され、計画に沿って各種事業が展開されている。
【背景にある課題】	人口が減少し、町の財政も厳しくなる中で各地域のことは地域自ら実施しなければ中山間地域の集落の持続が難しくなっている。人材不足で地区の役員のなり手が少なくなっており、集落内の部会等の再編も必須である。
【3年後の到達目標】	○集落協定による集落計画の策定(全協定の2/3) ○行政区、地区協議会との連携による計画策定(集落計画策定の1/2) ○計画への役割の明記(若手担い手農業者、技術を持った高齢者等)
【3年以内の具体的な取組事項】	○集落計画の策定指導(全協定) ○モデル地区の設定(2～3協定) ○先進地視察の実施
【推進体制】	農業振興課、ふるさと振興課、農業振興センター

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

4) 持続可能な農業集落の育成

②日本型直接支払制度の積極活用

【10年後の目指す姿】	行政区、自治会、中山間集落協定、農地・水環境保全会等の集落の機関が連携し、集落が将来に渡り持続できるよう集落の将来計画が策定され、計画に沿って日本型直接支払交付金等が活用された各種事業が展開されている。
【背景にある課題】	令和2年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」においても、『集落が将来にわたり持続することが重要』としているなど、集落の維持が全国的な課題となってきた。本町でも人口が減少し、人材不足で地区の役員のなり手が少なくなっており、集落自らが振興策を行うことが必要である。また、農業からリタイアした高齢者の持っている技術の継承も急務である。
【3年後の到達目標】	○中山間地域等直接支払交付金 ・集落機能強化加算取組集落「5協定⇒20協定」 ・生産性向上加算取組集落「4協定⇒15協定」 ○多面的機能支払交付金 ・多面的機能の増進のための加算措置取組集落「12保全会⇒17保全会」
【3年以内の具体的な取組事項】	○研修会の開催 ○モデル集落の選定 ○先進地域研修の実施 ○事務作業の効率化(農業振興センターの事務受託) ○技術や文化の継承のための高齢者の役割の位置づけ
【推進体制】	農業振興課、ふるさと振興課、農業振興センター

第4章 農業・農村振興のための重点施策

1. 農業・農村の振興 ～未来につながる農業の再生～

5) 西和賀型農業の振興のための役割検討

①農業振興センター、山の幸王国、産業公社、西和賀土地改良区等の役割の検討

【10年後の目指す姿】	農家、農業経営体と関係機関・指導機関との連携がスムーズになされており、農業・農村の健全化が進み明るい展望が開けている。
【背景にある課題】	西和賀の農業構造は変化し常に新しい課題に直面しており、関係機関・団体にもその時々に対応した助言や補助が求められてきている。 現状の支援体制は農業振興センター設立以後変わっておらず、今の体制が今後経営体と共に西和賀の農業を発展させていくためにベストの体制かどうか不明である。西和賀農業振興センター、山の幸王国、産業公社、西和賀土地改良区ともその役割は変化してきていることから、関係機関の役割について検討が必要となっている。
【3年後の到達目標】	○農業・農村の新たな指導支援体制、役割分担の決定
【3年以内の具体的な取組事項】	○検討委員会の設置 ○各機関の業務内容の精査 ○体制整備に向けた事例収集、先進地視察による情報収集
【推進体制】	農業振興課、農業振興センター、西和賀土地改良区、山の幸王国、普及サブセンター、JAいわて花巻

第4章 農業・農村振興のための重点施策

2. 6次産業の振興 ～連携による新たな価値の創造～

1) 6次産業拠点施設整備に向けた検討

① 産直等施設の拠点施設化の検討

【10年後の目指す姿】	農産物等の販売施設・加工施設・飲食施設が一体となったフロントショップとしての拠点施設が設置され、この拠点を活用しながら農産物の直接販売を行うとともに、加工施設で作った地域特有の加工品も販売し、農業収入の増加を図る。観光客は新鮮な農産物や地域特有の加工品を目指して訪れる。結果として観光分野への波及につながり、町の産業の活性化に資する仕組みとなっている。
【背景にある課題】	野菜や加工品に取り組んだとして、一番問題になるのが「販売する場所」であり、「販売する仕組み」である。拠点施設の整備によってこの問題を解決し、生産者が意欲をもって生産に集中する仕組みができると期待される。
【3年後の到達目標】	拠点施設の配置する場所や規模、コンセプトを検討し、具体的な案を示すことを目標とする。
【3年以内の具体的な取組事項】	○拠点施設の配置する場所や規模について検討を行い、素案を示す。(令和3年度内) ○拠点施設の建設についての各種資料の収集を行う。(令和3年度内) ○法令、補助事業等の検討、コンセプトの具体化(令和4年度内) ○関係する機関との協議を開始し、検討委員会を設置、具体的な計画案を取りまとめる。(令和4～5年度内)
【推進体制】	農業振興課、普及サブセンター、JAいわて花巻(西和賀)、(株)西和賀産業公社、産直組合、花巻農林振興センター

第4章 農業・農村振興のための重点施策

2. 6次産業の振興 ～連携による新たな価値の創造～

1) 6次産業拠点施設整備に向けた検討

② 生産加工施設の整備計画の策定

【10年後の目指す姿】	○拠点施設に併設した加工施設において、地域の農産物(わらび、大豆、そば、野菜など)の加工が盛んに行われ、新鮮な農産物とともに販売されている。 ○地域の旅館や飲食店に対し、拠点施設から加工品が供給されて活用され、町内農産物の利用が進んでいる。
【背景にある課題】	○過去の補助事業で整備した加工機器は個別に存在するが、保健所から営業許可を得られる施設・機器を整備するためには、多額の費用に加え、専門的な知識が必要とされる。従って、保健所から営業許可を得ている加工施設は決して多くない。 ○加工品として何が必要とされているのか、現在どのように調達されているのか、といった実態がつかめていない。どのような施設整備を行うのか検討を行う上での基礎的な情報を集める必要がある。
【3年後の到達目標】	○加工分野に関する実態を正確に把握した上で、具体的な取組品目、営業許可業種の選定を行う。 ○具体的な実施計画案を令和5年度までに取りまとめる。
【3年以内の具体的な取組事項】	○加工品の需要に関する実態調査を行う。(町内旅館、飲食店、福祉事業所及び医療関係施設などの事業所を対象)(令和3年度) ○現在の加工施設に関する実態調査を行う。(産直施設、農産物加工施設所有事業所など)(令和3年度) ○令和3年度の加工品需要実態調査、加工施設実態調査の結果を踏まえ、取り組み可能な品目の候補選定を行うとともに、産直事業者、農産物加工事業者と実現可能性について協議を行う。(施設規模、業種選定含め)(令和4年度) ○加工施設の整備計画案を策定し、産直事業者、農産物加工事業者及び関係者で協議を行う。(令和5年度)
【推進体制】	農業振興課、花巻農林振興センター、普及サブセンター、JAいわて花巻(西和賀)、(株)西和賀産業公社、産直施設、農産物加工事業者

第4章 農業・農村振興のための重点施策

2. 6次産業の振興 ～連携による新たな価値の創造～

2) 農作物等の町内循環システムの確立

① 農作物等の町内循環システムの確立

【10年後の目指す姿】	○1次、2次、3次産業関係者による連絡組織が設置され、6次産業に対する取り組みの考え方が共有され、町内農産物を活用した価値の高い商品・サービスの提供が行われている。 ○町内旅館、飲食店に対し、産直等から町内農産物を供給するシステムが確立され、町内農産物の販売が拡大している。 ○町内で生産されるそばの消費拡大が進み、町内飲食店での販売が大幅に拡大するとともに町外飲食店等からの需要も大幅に伸びている。
【背景にある課題】	「町内で生産される農産物等を町内で消費・流通させる」ことを目標として平成30年度から令和2年度にかけて様々な取り組みを展開してきた。この考え方の拡大と普及定着を図るため、継続的な取り組みを展開していく必要がある。
【3年後の到達目標】	○「にしわが食材マルシェ」(町内で生産される野菜を町内で消費・流通する取組み)の定着を図るとともに、自律的な運営ができる仕組みづくりを行う。 ○西和賀産「銀河のしずく」の業務用需要を拡大する。 ○西和賀産そばの町内旅館・飲食店での需要を拡大する。
【3年以内の具体的な取組事項】	○町内農産物の供給システム構築に向けた取組み ・「にしわが食材マルシェ」の継続実施(令和3年度～令和5年度) ※ 年度毎に事業の総括を行い、成果と課題を明らかにする。課題については次年度事業にフィードバックする。 ※ 事業の自律的な運営に向けた協議も順次進めていく。 ○西和賀産「銀河のしずく」の業務用需要拡大に向けた取組み ・令和2年度に実施した「銀河のしずく」モニタリング調査の結果をベースとして、業務用利用が見込まれる事業者に対し、先行供給を行う。(令和3年度) ・先行供給に引き続き、事業者との交渉を進め、条件が合い次第、供給を進める。(令和3年度以降) ○西和賀産そばの町内旅館・飲食店での需要拡大に向けた取組み ・現状を把握するための実態調査を行う。(令和3年度) ※ 一部製品を配布してのモニタリング調査も含む。 ・実態調査を踏まえ、事業実施の可能性、可能性があるとするばどのような形態で実施することが適切か、といった課題について詳細な検討を行う。(令和4年度) ・課題を踏まえ、一部の旅館・飲食店に対する試験供給事業を行う。(令和5年度) ・「そばの花畑街道」を継続的に実施し、誘客の拡大を図る。 ○食育の推進については、「西和賀町第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」に基づき、各種施策に取り組むこととする。なお、同計画については、「食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画」として位置づけ、食育指導を実施するものとする。
【推進体制】	農業振興課、観光商工課、普及サブセンター、(株)西和賀産業公社、湯田温泉峡旅館組合、湯本飲食店組合、関係事業者

第4章 農業・農村振興のための重点施策

2. 6次産業の振興 ～連携による新たな価値の創造～

3) 情報の提供方法の多様化の推進

① SNS、動画を活用したPR及びネット販売の促進支援

【10年後の目指す姿】	○農業関係の旬な情報がインターネット上だけでなく、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用して常時発信されている。また、伝統料理の作り方や地域での祭りなどが動画配信され、西和賀町に関心を寄せる人が確実に増えている。 ○多くの事業者が、ネット販売を活用してより多くの顧客に西和賀の物産を販売している。売り上げの増加に伴って農産物や加工品の生産が増え、農業分野全体の活性化につながっている。
【背景にある課題】	新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、インターネット上での買い物、いわゆる「ネットショッピング」の利用件数が増加している。この動きは一過性のものでなく、今後も続くものと考えられる。 商品に関する情報は、ホームページやSNS、動画配信などの電子媒体から得るのが一般的となっているが、農業関係の情報は、チラシやパンフレットなどの紙媒体での提供が中心となっている。
【3年後の到達目標】	○ネット販売を活用する事業者が増え、売り上げが増加している。 ○SNS、動画を活用したタイムリーで分かりやすい情報発信が行われることで注目が高まっている。
【3年以内の具体的な取組事項】	○町公式ホームページ上における「情報提供先」の紹介 ・ネット販売やSNSによる情報提供を行っている事業者や団体などを紹介するコーナーを町公式ホームページ上に設ける。 ・掲載上の基準や手続きについて検討を行い、制度の制定まで行う。(関係事業者の意見聴取も行う。)(令和3年度) ・掲載希望事業者の募集を実施し、掲載を行う。(令和4年度) ○ネット販売やSNS、動画の活用に関する専門家派遣・相談の仕組みづくり ・派遣が可能な専門家のリストアップ及び仕組みづくりについて調査・検討を行う。(次年度からの必要な予算確保も行う。)(令和3年度) ・専門家との条件面での詰め、制度の制定を行い、事業のPRを展開する。(令和4年度) ・事業の本格運用、課題の洗い出しを行う。(令和5年度)
【推進体制】	農業振興課、企画課、ふるさと振興課、普及サブセンター、関係事業者